

中部運輸局自動車交通部

平成30年9月28日14時00分発表

連絡先
中部運輸局自動車交通部
自動車監査官 岡田、加藤
TEL 052-952-8038
中部運輸局愛知運輸支局
監査担当 小川、唐澤
TEL 052-351-5313

乗合バス事業者に車両使用停止処分

愛知運輸支局が名鉄バス株式会社の名古屋中央営業所及び岡崎営業所を監査した結果、道路運送法に違反する事実が確認されたことから、同法第40条の規定に基づき下記のとおり、事業用自動車の車両使用停止処分及び文書による警告処分を行いましたのでお知らせします。

記

1 行政処分事業者及び営業所

事業者名：名鉄バス株式会社（取締役社長 加藤 信貴）

住 所：愛知県名古屋市中村区名駅4丁目26-25

営業所：①名古屋中央営業所（愛知県名古屋市中村区名駅南2丁目7-33）

②岡崎営業所（愛知県岡崎市明大寺町天白前23）

2 行政処分等の内容

平成30年9月28日付け 中部運輸局長名による事業用自動車の車両使用停止処分及び文書による警告処分

①名古屋中央営業所 10日車（1両×10日間）

②岡崎営業所 10日車（1両×10日間）＋文書警告

3 監査実施の端緒

①名古屋中央営業所（平成30年7月6日監査）

長期間、監査を実施していなかったことから、運行管理等に不備がないかを確認するため監査を実施した。※乗合バス集中監査月間中の実施

②岡崎営業所（平成30年7月11日監査）

平成30年3月19日に愛知県岡崎市庄司田の市道交差点において、横断歩道上の歩行者に衝突し、重傷を負わせる事故を惹起したことから、監査を実施した。

4 違反内容及び違反条項

①名古屋中央営業所

i. 運転者の乗務時間及び運転時間について、国土交通大臣が定める基準を遵守していなかった。

（道路運送法第27条第3項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項）

②岡崎営業所

i. 運転者の乗務時間及び運転時間について、国土交通大臣が定める基準を遵守していなかった。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)

ii. 主として運行する路線・営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であった。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

5 行政処分等事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分等により付された違反点数

2点 (①、②1点ずつ)

当該事業者の累積違反点数

3点

以上